

まよせいほこ

発行日 2011年7月27日
編集・発行 龍谷大学矯正・保護総合センター
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67 至心館1階
TEL.075-645-2040 FAX.075-645-2632
HP <http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>
発行責任者 加藤博史
編集担当者 齋藤 司、青山 崇、崎山右京、事務局



社会をリハビリする

矯正・保護総合センター長 加藤 博 史

親鸞聖人は、《非善》（上から目線で善いことをしてあげた、と自慢する行為はしてはいけない）を説きつつ、世の中でもっとも苦悩し希望を奪われた人たちの《同朋同行》（友だちとして一緒に悩み悲しむこと）に生きました。34歳のとき、権力に翻弄され、「罪人」にもなっています。だから親鸞聖人は、「千人殺せと命じられても怖くて一人も殺すことができない。一方、一人も殺さないように気をつけていても千人殺してしまうことさえある。」と語っています。そして、「心が善いから殺さないのではなくて、人間関係や社会関係のおかげで（業縁なきにより）たまたま殺さずにすんでいるだけだ。」と明言しています。

罪を犯した人たちの生活史を調べると、家族がばらばらであったり、虐待や放棄にであったり、知的な能力で差別されたり、貧困と失業のなかで抑うつ状態に陥ったり、と犯罪へと追い込まれていった道筋が見えてきます。予防のためには、重罰化は意味がありません。また、矯正施設出所後の福祉的アフターケアだけでも不十分です。第一に必要なのは、安らかな家庭、支え合う人間関係、自由で主体的な協働のある社会の構築にあります。当センターは、本学の伝統を活かし、学際的に、罪を犯した人の視点に立って社会をリハビリしていく研究と実践を進める所存です。みなさまのご支援をお願いします。

◆ 特別研修講座『矯正・保護課程』

本学では、浄土真宗本願寺派の戦前から今日に至るまでの長い歴史と伝統を持つ宗教教誨を基盤としながら、日本で唯一の刑事政策に特化した教育プログラムとして、法学部を中心に矯正課程（現在の矯正・保護課程）を開設して以来、刑務所・少年院・少年鑑別所などで働く矯正職員を目指す学生や、犯罪や非行をおかしてしまった人たちの社会復帰を手助けする保護観察官等の専門職やボランティアとして活躍したいと希望する人々を養成するための教育を行っています。

今回は、この課程を受講する受講生から、受講のきっかけやこの課程で学んだことなどを寄せていただきました。

受講者の声

学びを通じて

網島由香さん（社会学部生）

私は、1回生の前期から、矯正・保護課程を受講し始めました。本学に入学する以前から、少年非行に関心があり、また、BBSのサークルに、所属したところでもあったので、ただ漠然と少年非行について学びたいと思い、受講することを決めました。しかし、学ぶにつれ、加害者、被害者、またその両者の家族、社会等、実に多くの立場や、さまざまな想いがあることに気付かされました。

私は、法学を専攻に学んではいません。そのため、理解が難しいところもあります。しかし、だからこそ発見できる視点もあると思っています。福祉の授業で取り上げられる同じ課題であっても、違う価値観を持ち、違う角度から展開していくので、実に多様な考え方を学ぶことができています。

将来は、福祉に携わる仕事に就きたいと考えています。福祉はさまざまな立場の方と、ともにある仕事であるため、間接的にでも、なんらかの形でここでの学びを活かせると感じています。

福祉職の立場から

中野友香さん（学外受講生）

私は、障害者地域生活支援センターの業務で、障がいをもつ刑余者支援に関わる中、刑事司法についての知識不足を感じ、矯正・保護課程の受講を始めました。

私は、日常業務の他に、京都市東部障害者地域自立支援協議会「触法障害者専門部会」、京都社会福祉士会「司法と福祉委員会」に参加し、司法と福祉の連携の大切さを感じる声を多く耳にします。現在、司法と福祉の連携は制度の関係上、様々な課題があります。矯正・保護課程において、矯正・保護の専門職の方からお話を聞く機会に恵まれ、社会の現状について理解を進めておりますが、今後は福祉職の立場より、触法障がい者問題を多面的に捉え、障がい特有の行為が犯罪につながるよう出来ることを考えて活動していきたいと考えております。

受講して学んだこと

西岡裕子さん（学外受講生）

私には中学生になる子どもがいます。現代の子どもたちが抱えている問題の社会への影響、さらに犯罪や非行がなぜ起こるのかについて興味を持ち、矯正・保護課程を受講することにしました。実際受講して学んだことは、少年院に入る子どもたちは幼少期に十分な愛情を与えられていない、そして乳幼児期に無償の愛を受けていない人が多いということです。さらに出院後、保護司やボランティアの人々の支援が少年たちの更生に重要な役割を果たしていることを知りました。

施設見学も私にとって大変貴重な経験となりました。閉鎖的なイメージもあまり感じられず、施設の設備も適度に整っていました。建物内の施設については厳しく思いましたが、作業を行っている少年たちをみると、一般の子どもたちと何ら変わりのないように感じました。少年たちが施設でどのような生活を送っているのかを知るためにも、施設見学は必見です。今後はボランティアなどを通して少年たちの支援ができればと考えています。

犯罪学を学んだのがきっかけ

末友淳さん（法学部生）

私が矯正・保護課程を受講した理由は、2回生の後期に受講した「犯罪学」という授業に深く興味を持ったのがきっかけです。この授業はとても有意義なもので、特に犯罪の歴史や現在の日本の高齢者犯罪に対する考え方を学ばせてもらいました。そして、この授業を受講することで、矯正・保護の基礎を学びました。これから矯正・保護課程を受講したいと思っている方は、ぜひ「犯罪学」を受けてみてください。

さて、現在、日本の刑務所では過剰収容が問題となっていることを知っていますか。その原因は種々あるようですが、特に高齢者の再犯率の上昇が主な原因といわれています。超高齢社会となった現状をくい止めることが必要だと思います。そのために政府は、社会保障が充実しているスウェーデンなどの北欧社会を理想とし、また社会保障改革のために国民からの信頼を得るべきです。将来私は、セーフティーネットの欠陥ゆえに罪を犯してしまった高齢者をケアする職業に就きたいと考えています。

◆ 研究プロジェクト紹介

2001年、本学の長年にわたる矯正と更生保護における教育事業の実績を継承し、新たな刑事政策構想を提言する矯正・保護研究センターを設置しました。2002年度から研究センターは、刑事政策分野に特化した大学付設の初めてとなる民間研究機関として、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（AFC）に採択され8ヶ年間の研究活動を行ってきました。2010年に開設した総合センターは、これまで研究センターの研究実績を踏まえてさらなる発展を目指しています。

今回は、総合センターが展開する7つのプロジェクトのうち、「刑事立法プロジェクト」と「共生（ソーシャル・インクルージョン）プロジェクト」の紹介です。

刑事立法プロジェクトによる活動の紹介

(1) 刑事立法プロジェクトの目的

刑事立法プロジェクトは、犯罪者の社会復帰を目指して、本人自身の人間としての尊厳と主体性のために、グローバルな新たな犯罪者処遇構想を構築するという理念のもと、矯正・保護や未決拘禁に関する法制度やそれに基づく実務をさまざまな観点から検討し、具体的な立法・政策提案を行うことを目的としています。本プロジェクトは、「矯正・保護立法の現状」、「犯罪処遇と民間企業」、「地域社会と更生保護」、「改正監獄法と実務の変化」からなっています。

(2) プロジェクトの活動内容

【矯正の領域】

近年、矯正・保護に関する立法や実務は大きく変化しています。まず、矯正や未決拘禁の領域について、明治41年から維持されてきた「監獄法」に代わり、2006年に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が成立しました。これに加えて、刑務所の運営に民間の手法を用いる方式（PFI方式）が導入され注目を集めています。

これらの動向には、上記の理念からみると評価されるべき部分と、監獄法時代からの問題を引き継いでいる部分があります。本プロジェクトの母体である「刑事立法研究会」は、この監獄法改正問題について早い段階から詳細な検討を行い具体的な立法提案を行ってきました。本プロジェクトは、その成果を踏まえながら、新しい法律を詳細に分析しそれをもとにあるべき運用を明示する活動、PFI方式の現状や課題を調査・検証しあるべき方向性を示す活動などを現在行っています（「矯正・保護

立法の現状」や「犯罪処遇と民間企業」、「改正監獄法と実務の変化」が主に担当しています）。

【保護の領域】

保護の領域についても、2007年に「更生保護法」が成立しました。これに加えて、刑務所を出たが、その後の社会生活に困難を抱えている人などを対象とした支援を行う制度も整備されつつあります。他方で、さまざまな経緯を経て社会で生活することになった罪を犯した人を「監視」しようとする動きもあります。彼／彼女たちに対する保護観察をもっと厳しくしようとか、GPSによる電子監視を行おうという提案などです。

本プロジェクトは、この「監視」の強化が、上記の理念や保護（さらには社会内処遇）の理念と矛盾するものではないかと考え、近年の社会内処遇に関するさまざまな動向を分析しながら、あるべき方向性について具体的提案を示す活動も行っています（「地域社会と更生保護」が主に担当しています）。

【一貫した社会的援助】

以上、矯正と保護に分けて活動を紹介してきましたが、本プロジェクトによる活動の特徴は、この両者を一貫したものとして捉え、罪を犯した人が刑事施設のなかにいる段階から、その後の充実した社会生活を送れるような「援助」を検討してきたところにあります。彼／彼女らがスムーズに人生を送ることができる、よりよい「社会」の実現を目指した活動を今後も継続していく予定です。

共生（ソーシャルインクルージョン）プロジェクト

共生（ソーシャルインクルージョン）プロジェクトには「薬物依存の社会復帰」（代表・石塚伸一）と「貧困と格差」（代表・加藤博史）の2つのサブプロジェクトがあります。

前者は、10年以上にわたる薬物依存症者の社会復帰に関する研究の成果を踏まえ、モデル・プログラムを構築、担い手の養成と資格化、処遇評価するシステムの構築などをめざしています。2009～2011年度・文部科学省科学研究補助金基盤研究(B)「薬物依存症者回復のための総合的研究～ドラッグ・コート導入のアクションプラン～」の助成を受けています。また、2011年からはジョージ・ソロス主催の団体である「開かれた社会研究所（Open Society Institute）」の助成を得て、東アジアにおける薬物政策の人道化に向けて、新たなステージに入りました。

後者は、2007年、龍谷大学で第34回日本犯罪社会学会の公開シンポジウム「犯罪者の社会復帰を真剣に考える～矯正保護とソーシャル・インクルージョン～」が開催されたことを契機に有志が集まり、社会的に排除されている人たちの支援を目的に共同研究がはじまりました。2008年度からは龍谷大学人権問題研究委員会の助成を得て、研究会の開催を中心に地道な活動を重ねてきた。2011年6月には、『ピック・イシュー』の学内販売を企画し、実践的な活動にも着手しました。

このプロジェクトは、社会的に弱い立場にある人たちの支援を通じて、共生社会の実現をめざす本研究センターの理路と実践の架橋をはかることを目的とするプロジェクトです。

講演会・研究会等の開催案内

DARS 『薬物依存症者処遇プログラム研修 薬物依存症者回復支援セミナー』

統一テーマ「薬物依存と家族」

○第8回セミナー

2011年11月5日(土)・6日(日) 龍谷大学セミナーハウス「ともいき荘」(京都)

○第9回セミナー

2012年1月21日(土)・22日(日) 川崎(神奈川)

○第10回セミナー

2012年3月2日(金)・3日(土) 那覇(沖縄)「沖縄からの発信」

※上記セミナーの詳細内容や参加申し込み等については、龍谷大学矯正・保護総合センターのホームページ(<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>)の最新情報をご覧ください。
各セミナーの情報公開予定は、開催日の約1カ月前を予定しています。

新刊情報

■ 浜井浩一先生から

『実証的刑事政策論—真に有効な
犯罪対策へ』

浜井浩一 著

岩波書店

2011年5月26日発行

ISBN 978-4-00-023487-0



■ 加藤博史先生から

『共生原論 —死の質、罪の赦し、可傷性からの問い—』

加藤博史 著

晃洋書房

2011年2月20日発行

ISBN 978-4-7710-2188-4



『貧困の実態とこれからの日本社会
—子ども・女性・犯罪・障害者、
そして人権—(貧困問題がわかる2)』

大阪弁護士会編

明石書店

2011年8月刊行予定



『福祉とは何だろう
—What is well-being—』

加藤博史編著

ミネルヴァ書房

2011年2月25日発行

ISBN 978-4-623-05925-6



■ 赤池一将先生から

『刑事法入門 (第2版)』

赤池一将、中川孝博著、

玄守道、斉藤司補訂

法律文化社

2011年4月15日発行

ISBN 978-4-589-03332-1



龍谷大学社会科学研究所叢書第91巻

『矯正施設における宗教意識・
活動に関する研究—その現在と歴史』

赤池一将、石塚伸一編著

日本評論社

2011年3月31日発行

ISBN 978-4-535-51831-5

■ 福島至先生から

『村井敏邦先生古希記念論文集 人権の刑事法学』

編集代表

浅田和茂、石塚伸一、葛野尋之、後藤昭、福島至

日本評論社

2011年9月刊行予定

※ ■印の教員が推薦者です。

開設記念シンポジウム開催案内

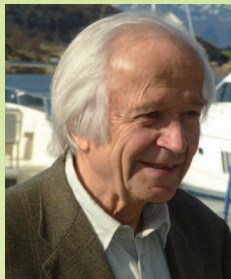
龍谷大学矯正・保護総合センター開設記念シンポジウム

事前申込必要

先着 250 名

同時通訳あり

人間を大切にする刑事政策を求めて ～ノルウェー犯罪学の実験～



このたび、総合センターの開設を記念し、国際シンポジウムを開催することになりました。メイン・ゲストには、北欧犯罪学をリードし、人間を大切にする刑事政策の実現に多くの成果をあげてきたノルウェーの碩学ニルス・クリスティー教授（オスロ大学）をお招きし、この問題に関心をもつ多くの方々とともに、日本の刑事政策の目指すべき方向を考えてみたいと思います。

基調講演

「ノルウェー犯罪学の理論と実践」

ニルス・クリスティー氏（オスロ大学教授）

コメンテーター

リル・シェルダン氏（オスロ大学教授〔ノルウェーから見た日本〕）

浜井浩一氏（本学法科大学院教授〔犯罪学の立場から〕）

赤池一将氏（本学法学部教授〔刑事政策の立場から〕）

津島昌弘氏（本学社会学部教授〔社会学の立場から〕）

鍋島直樹氏（本学文学部教授〔宗教学の立場から〕）

加藤博史氏（本学短期大学部教授〔社会福祉学の立場から〕）

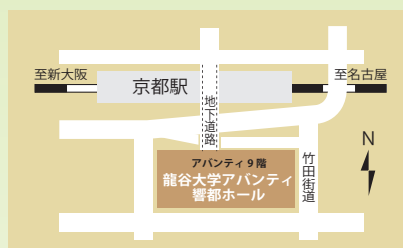
司会：石塚伸一氏（本学法科大学院教授）

2011年10月8日（土）

13:30～17:30（開場 12:30）

龍谷大学アバンティ響都ホール

（京都市南区東九条西山王町 31 アバンティ 9 階）



主催：龍谷大学 矯正・保護総合センター

後援：京都府・京都市・京都弁護士会・日本弁護士連合会・NHK 京都放送局・朝日新聞京都総局・読売新聞京都総局・毎日新聞京都支局・共同通信社・京都新聞社・京都府保護司会連合会・京都 BBS 連盟

ニルス・クリスティー Nils Christie（オスロ大学教授）

ノルウェーの社会学者、犯罪学者。1966年以来、オスロ大学教授。コペンハーゲン大学名誉教授。その著書『刑罰の限界（Pinen begrensning ; Limits to Pain）』（1981年）は、多くの国で翻訳された。薬物犯罪、産業社会、刑務所などを鋭く批判している。

〔主著〕—A Suitable Amount of Crime（2004）

（平松 毅=寺澤比奈子訳『人が人を裁くとき——裁判員のための修復的司法入門』有信堂、2006年）

—Crime Control as Industry: Towards GULAGs（2000）

（寺澤比奈子訳『司法改革への警鐘——刑務所がビジネスに』信山社出版、2002年）

—Beyond Loneliness and Institutions: Communes for Extraordinary People（1989）

（立山龍彦訳『障害者に施設は必要か—特別な介護が必要な人々のための共同生活体』東海大学出版会、1994年）

—Limist to Pain（1981）（立山龍彦訳『刑罰の限界』信有堂、1987年）

【参加申し込み方法】

龍谷大学矯正・保護総合センターのホームページ（<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/index.php>）のページ上部にある「お申し込み」からお申し込みください。

お申し込みを受け付けさせていただいた方には、9月上旬より「入場券」を送付させていただきます。シンポジウムにお越しの際には、必ずお持ちください。

【事前学習企画】「人間を大切にするノルウェーの刑事政策とはなにか」

第2回：10月1日（土）3・4 講時（13:15～16:30）龍谷大学深草学舎 21 号館 603 教室 ナビゲーター：石塚伸一氏（龍谷大学法科大学院教授）

みんなのコーナー



紹介したい活動やイベントなどを広く募集しています。

また、矯正・保護総合センター通信に対しても、ご意見・ご感想をお寄せください。

いろいろな情報をみなさんと共有し、楽しいコーナーにしていこうと思います。情報をお待ちしています。



◆お問い合わせ

TEL.075-645-2040 (センター事務局) FAX.075-645-2632 E-mail kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp



龍谷大学矯正・保護総合センター (至心館)

- 京阪「深草駅」下車徒歩 8 分
- JR 奈良線「稲荷駅」下車徒歩 13 分
- 京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋駅」下車徒歩 5 分